

盛岡広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年3月19日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372102038	株式会社 J A ライフサポート	J A ライフサポート 雫石 通所介護事業所	岩手郡雫石町町裏75番地 1	令和3年3月31日